（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正）

第二条　特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第三　基準強度 一　第一第一号イ(3)に規定する木材のめりこみに対する基準強度Fcvは、次に掲げる木材の種類に応じて、それぞれ次に掲げるものとする。 イ・ロ　（略） 表一　（略） 表二	第三　基準強度 一　第一第一号イ(3)に規定する木材のめりこみに対する基準強度Fcvは、次に掲げる木材の種類に応じて、それぞれ次に掲げるものとする。 イ・ロ　（略） 表一　（略） 表二
樹種群 ／ 基準強度（単位　一平方ミリメートルつきニュートン） （略） JSⅢ ／ 七・八 JSA ／ 九・〇 JST ／ 六・〇	樹種群 ／ 基準強度（単位　一平方ミリメートルつきニュートン） （略） JSⅢ ／ 七・八
二～九　（略）	二～九　（略）

附　則

この告示は、令和八年五月二十九日から施行する。

その他告示

○国土交通省告示第三百三十七号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第十四項の規定に基づき、指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三日

国土交通大臣　金子　恭之